

2008年9月4日 全21頁

新証券税制による税・社会保険料の 負担増の試算修正版

制度調査部
是枝 俊悟

47 都道府県庁所在地自治体別・60歳以上の個人投資家の新証券税制による
2009/2010年の税・社会保険料の負担増の試算

[要約]

- 新証券税制において2009/2010年に100万円を超える配当を得た場合には国民健康保険料や後期高齢者医療保険料が高くなるという問題が取り上げられている。本レポートではこの問題に関して、60歳以上の個人投資家を想定して、47都道府県庁所在地自治体別に、これらの社会保険料込みの負担増がいくらになるかの試算を行った。
- 本レポートの試算により、新証券税制によって2009/2010年に社会保険料の増分等を含めると実質的に配当に対する税率が20%を超えてしまう自治体が多数あることが明らかとなった。
- 現役時サラリーマン・専業主婦であった平均的な高齢者世帯で、配当101万円を得た場合2009/2010年は2008年比で最高186,916円、配当240万円では最高464,156円の税・社会保険料の負担増となる。その一方で同じ配当101万円でも税・社会保険料の負担増が23,319円にとどまる自治体があるなど地域差も大きい。

[目次]

1. 年間100万円超の配当所得があると新証券税制で国民健康保険料・後期高齢者医療制度の保険料が増加する仕組み
 - (1) 背景 2ページ
 - (2) 新証券税制により国民健康保険料・後期高齢者医療制度の保険料が増大する仕組み 3ページ
 - (3) 年間配当別の新証券税制による国民健康保険への影響 5ページ
 - (4) 年間配当別の新証券税制による後期高齢者医療制度の保険料への影響 6ページ
2. 12ケース別・47都道府県庁所在地自治体ごとの新証券税制による2009/2010年の税・社会保険料の負担増の試算
 - (1) 試算の前提 7ページ
 - (2) 結果の概要 9ページ
 - (3) 12ケース別の試算結果の詳細 10ページ

(本レポートは8月21日に発表した同タイトルのレポートを修正したものである)

大和証券グループ 株式会社大和総研 八重洲オフィス 〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目2番1号 大和八重洲ビル

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。本レポートご利用に際しては、最終ページの記載もご覧ください。株式レーティング記号は、今後6ヶ月程度のパフォーマンスがTOPIXの騰落率と比べて、1=15%以上上回る、2=5%~15%上回る、3=±5%未満、4=5%~15%下回る、5=15%以上下回る、と判断したものです。

1. 年間 100 万円超の配当所得があると新証券税制で国民健康保険料・後期高齢者医療制度の保険料が増加する仕組み

(1) 背景

○2009 年 1 月から適用される新証券税制により、国民健康保険料が大きく上がる場合があることが 7 月 13 日付日本経済新聞朝刊 13 面、7 月 27 日付日経ヴェリタス 71 面など各種メディアにより報じられている。そもそもなぜこのような問題が浮上したのか、順を追って説明していく（なお、ここでは配当について総合課税を選択する場合を除いて説明している）。

○個人投資家に対して 2009 年 1 月から適用される新証券税制では、これまで上場株式等の配当・譲渡益に対して 10%の税率が適用されていたものが、原則 20%の税率となる。ただし、2009/2010 年については経過措置が設けられている。まず、譲渡益 500 万円まで・配当 100 万円まで^(注)は 10%の税率が引き続き適用される。また、源泉徴収税率は額に関わらず 10%にとどまる。そして、この譲渡益 500 万円または配当 100 万円^(注)のうちどちらかでもオーバーした場合はその超過分に対する源泉徴収されない税額（税率 20%となる部分）を支払うために確定申告が義務付けられることとなった（申告分離課税）。

（注）…少額配当（1 銘柄につき年間受取配当が 1 万円以下のもの）を除く

○この申告分離課税は確定申告を行うといっても総合課税とは異なり、給与所得や年金所得などとは関係なく 10%ないし 20%の一律の税率が適用される。しかし、確定申告を行うと配当所得や譲渡所得も総合課税の場合と同様に、国民健康保険や後期高齢者医療制度などの社会保険料の算定基礎となっている「旧ただし書き所得」や「住民税額」（これらについての説明は後述する）に加算されてしまい、これらの保険料が高くなってしまふ。しかも、これらの社会保険料は居住する都道府県や市町村により算定方式や保険料率が大きく異なっており、新証券税制によってどれだけ個人投資家の負担が増加するのかは地域によってばらばらである。

○その一方で、高齢者に人気の毎月分配型投資信託など、現物株式よりも配当としての収入が多いタイプの投資信託の場合、2000 万円前後の投資信託の保有であっても配当 100 万円の枠を超えてしまうことが多々あることが証券会社各社の調べで分かってきており、新証券税制により社会保険料が増加する個人投資家が多数発生するようである。

○そこで、本レポートでは 60 歳以上の高齢者が投資信託を購入し分配を受けることを想定し、新証券税制適用による 2009/2010 年の税・社会保険料の負担増を 47 都道府県庁所在地自治体別に試算した。

(2) 新証券税制により国民健康保険料・後期高齢者医療制度の保険料が増大する仕組み

○なぜ新証券税制で国民健康保険料・後期高齢者医療制度の保険料が増大するのか、この項ではその仕組みを説明する。まずは、国民健康保険料について説明する。

【国民健康保険の場合】

○国民健康保険の保険料の算定方法は市町村ごとに定められている。保険料の算定方法には、①所得または税額に応じて課す所得割、②固定資産に応じて課す資産割、③保険加入者1人ごとに定額を課す均等割、④保険加入1世帯ごとに定額を課す平等割の大きく4つがある。市町村ごとに「①と④の併用タイプ、①と③と④の併用タイプ、①～④全ての併用タイプ」の3つのタイプからいずれかを選び、保険料算定方法を決めている。

○このうち新証券税制に関係があるのは主に①の所得割であるが、所得割を課す基準とする所得または税額が市町村ごとに異なっており、これには大きく分けて4つがある（これを本レポートではそれぞれⅠ方式・Ⅱ方式・Ⅲ方式・Ⅳ方式と呼ぶ）。

○Ⅰ方式は住民税の総所得金額から住民税の基礎控除である33万円を引いた「旧ただし書き所得」を基準にする方式で、千葉県千葉市など全国の9割以上の自治体が採用している（2007年4月1日現在・社会保険庁調べ）。ただし、全国の9割以上の自治体がⅠ方式を採用する一方、大都市圏ではⅡ・Ⅲ・Ⅳの方式を採用している自治体が少なくない。Ⅱ方式は住民税額を基準にする方式で愛知県名古屋市などが採用、Ⅲ方式は市町村民税所得割額を基準にする方式で広島県広島市などが採用、Ⅳ方式は市町村民税の額を基準にする方式で神奈川県横浜市などが採用している（詳細は次のページの表1を参照）。

○2008年までの証券税制では確定申告をしなかった場合、次のページの表1の根拠条文によりⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳいずれの方式であっても配当や譲渡益が国民健康保険料の所得割に影響することはなかった。

○しかしながら、2009/2010年の新証券税制では、譲渡益500万円超か配当100万円超の場合は確定申告が必要となる。確定申告をした場合は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳいずれの方式であっても国民健康保険料の所得割に影響を与えることとなる（詳細は次のページの表1を参照）。ただし、4方式それぞれ計算方法が異なる上、保険料率も異なるため、影響の程度は自治体ごとに異なる。

○なお、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの方式においては国民健康保険料の算定対象となる住民税額・市民税額として、源泉徴収された税額も含まれるのか、申告して追加納付した額のみが含まれるのかは関係法令・条例が未整備のためまだ確定できないが、本レポートでは源泉徴収された税額も含むものとして試算を行った。

¹ 国民健康保険料の所得割と、道府県民税・市町村民税の所得割は、同じ「所得割」という言葉が使われるがそれぞれ定義が異なるので注意されたい。

表 1 配当・譲渡益の国民健康保険料への影響とその根拠条文

徴収方式	基準額		採用している 県庁所在地自治体	2008年発生分の配当・譲渡益の 確定申告をしなかった場合の影響(注)		2009/10年発生分の配当・譲渡益について 確定申告が必要となることによる影響		
I方式 /旧ただし書き 所得方式	「地方税法第314条の2 第1項に規定する 総所得金額 及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除(33万円)をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額」	国民健康保険法 施行令第29条の 7第2項第4号	千葉県千葉市、 埼玉県さいたま市、 大阪府大阪市 など39市	×	配当・譲渡益は総所得金額から除外される (地方税法第32条第12項・ 第14項、第313条第12項・ 第14項)	○	申告分離制度で申告した場合、配当・譲渡益ともに総所得金額に含まれる	地方税法第32条第12項～第15項、地方税法付則第33条第1項、地方税法付則第35条の2
II方式 /住民税方式	「道府県民税の額(地方税法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く)及び市町村民税額の合計額」	国民健康保険法 施行令第29条の 7第2項6号二	宮城県仙台市、 愛知県名古屋市の3市および 東京特別区	×	配当・譲渡益に対する課税は地方税法第24条第1項に規定される道府県民税配当割・道府県民税株式等譲渡所得割であるため、基準となる住民税額には含まれない (地方税法第24条第1項第6号・第7号)	○	申告分離制度で確定申告を行った場合、それは地方税法第24条第1項に規定する「配当割」や「株式等譲渡所得割」ではなく「所得割」として道府県民税および市町村民税は課税されるので、申告分離制度で申告した場合、影響があると考えられる	地方税法付則第33条の2第1項・第5項、第35条の2第1項・第6項、地方税法平成20年付則第3条第12項・第22項、第8条第10項・第19項
III方式 /市民税所得割 方式	「市町村民税の所得割の額」	国民健康保険法 施行令第29条の 7第2項6号ロ	石川県金沢市、 広島県広島市の2市	×	配当・譲渡益に対する課税は道府県民税配当割・株式等譲渡所得割として課されるので「市町村民税の所得割の額」には含まれない (地方税法第24条第1項第6号・第7号)	○	申告分離制度で申告した場合、配当・譲渡益ともに「所得割」として市町村民税が課税される	地方税法付則第33条の2第5項、第35条の2第6項、地方税法平成20年付則第8条第10項・第19項
IV方式 /市民税方式	「市町村民税の額」	国民健康保険法 施行令第29条の 7第2項6号ハ	神奈川県横浜市、 岐阜県岐阜市の2市	×	配当・譲渡益に対する課税は道府県民税配当割・株式等譲渡所得割として課されるので、「市町村民税の額」には含まれない (地方税法第32条第12項・ 第14項、第313条第12項・ 第14項)	○	市町村民税の額には、市町村民税の所得割も含まれるため、申告分離制度で申告した場合影響があると考えられる	地方税法付則第33条の2第5項、第35条の2第6項、地方税法平成20年付則第8条第10項・第19項

×は配当・譲渡益の発生による国保料への影響がないこと、○は配当・譲渡益の発生による国保料への影響があることを示す
(注)2008年現在の現行制度の下でも、確定申告をした場合には、国民健康保険料への影響はある

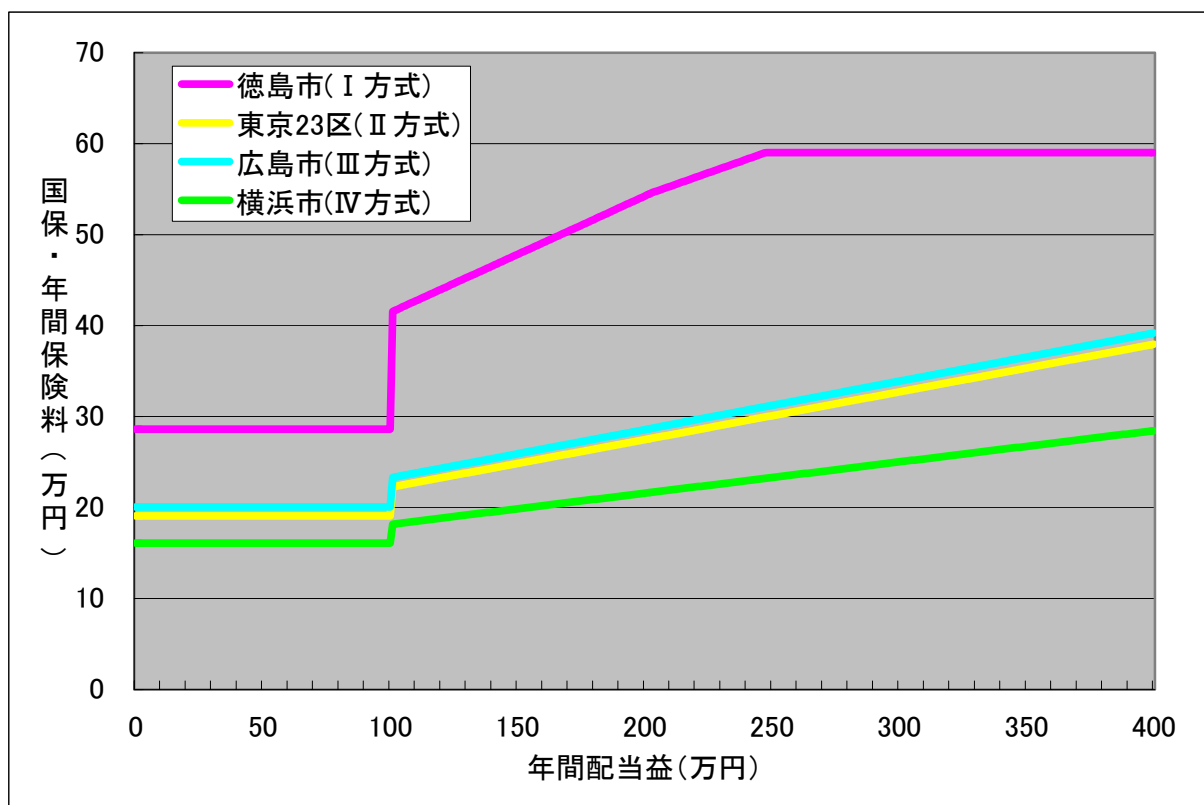
【後期高齢者医療制度の場合】

- 後期高齢者医療制度の保険料は都道府県ごとに異なるが、算定方法は①所得または税額に応じて課す所得割と②被保険者1人ごとに定額を課す均等割の併用と決められている。また、所得割の「所得又は税額」の基準についても全国一律で「旧ただし書き所得」、つまりI方式に決められている。
- したがって、2009/2010年の新証券税制に従い、譲渡益500万円超か配当100万円超のために確定申告をした場合、国民健康保険と同様に後期高齢者医療制度の保険料は全国すべての都道府県で上がることとなる。ただし、所得割の率は都道府県ごとに異なっているため、その影響は都道府県ごとに異なることになる。

(3) 年間配当別の新証券税制による国民健康保険への影響

○配当の変化に応じて国民健康保険料が変化の様子は下の図1のような形を描く。(国民健康保険料算出のための世帯モデルは年間配当を除いては、本レポート2節における試算のB-1及びB-2のケースと同様に設定している。詳しいモデル設定については本レポート7～8ページを参照)

図1 年間配当別の世帯での国民健康保険料(モデルはB-1・B-2のケースに準じる)



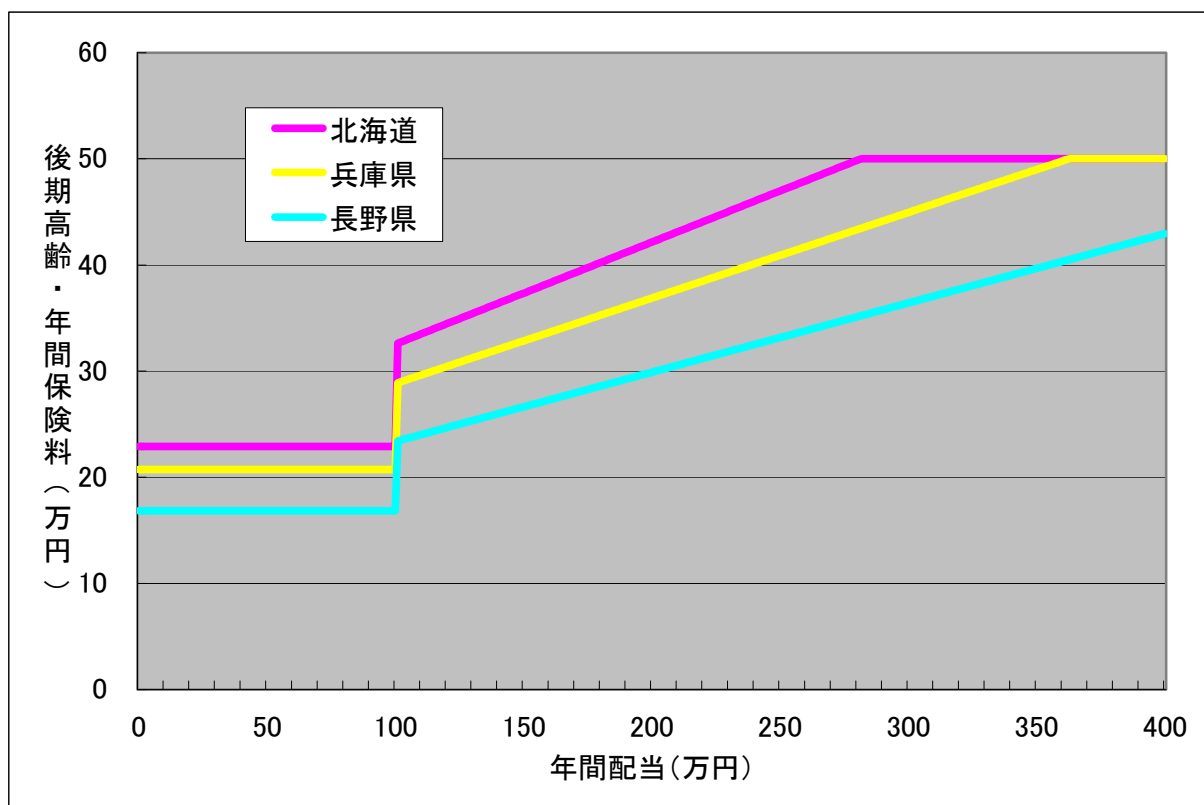
○図3に示されている通り、年間配当が100万円を超えて確定申告が必要になった途端に国民健康保険料は跳ね上がることになる。その後は年間配当が増えるにつれ保険料も上がっていくが、国民健康保険料(介護分含まず)の上限は多くの自治体で59万円となっている。

○また、新証券税制の国民健康保険への影響はI方式がもっとも大きく、II・III・IV方式はI方式に比べて比較的影響が小さい。これは、I方式の場合は、国保料の算定対象となる「旧ただし書き所得」に配当が直接加算されるのに対し、II・III・IV方式の場合は、配当が地方税額等に影響を与え、国保料はその地方税額等を算定対象とするという間接的な影響となるためである。(II・III・IV方式の間での影響の大小関係は、保険料率にも依存するため一概にはいえない)

(4) 年間配当別の新証券税制による後期高齢者医療制度の保険料への影響

○配当の変化に応じて後期高齢者医療制度の保険料が変化の様子は下の図2のような形を描く。(保険料算出のための世帯モデルは年間配当を除いては、本レポート2節における試算のC-1及びC-2のケースと同様に設定している。詳しいモデル設定については本レポート7～8ページを参照)

図2 年間配当別の個人での後期高齢者医療制度の保険料(モデルはC-1・C-2のケースに準じる)



○図4では、本レポートC-1・C-2の分析における保険料の変化において最大となった北海道、中位となった兵庫県、最低となった長野県の例を示している。国民健康保険と同様に、年間配当が100万円を超えて確定申告が必要になった途端に後期高齢者医療制度の保険料は跳ね上がる。その後は年間配当が増えるにつれ保険料も上がっていくが、後期高齢者医療制度の保険料の上限は50万円となっている。

○なお、保険料の算定方式が全国で統一されているために、国民健康保険料よりは後期高齢者医療制度の保険料のほうが地域間の影響の差は小さくなっている。

2. 12 ケース別・47 都道府県庁所在地自治体ごとの新証券税制による 2009/2010 年の税・社会保険料の負担増の試算

(1) 試算の前提

○本レポートでは、60 歳以上の高齢者が投資信託を購入し分配を受けることを想定し、以下の 12 のケースに分けて、新証券税制適用による 2009/2010 年の税・社会保険料の負担増を、47 都道府県庁所在地自治体別に試算した。

○12 ケース共通のモデル設定としては、現役時は夫がサラリーマン・妻が専業主婦であった平均的な高齢者夫婦を想定し、年間の年金収入等を以下のようにした。

[夫の公的年金収入:287 万円、妻の公的年金収入：60 万円、夫の私的年金所得：14 万円]

(厚生労働省「平成 18 年度年金制度実態調査」第 31 表・第 32 表、社会保険庁「平成 18 年度社会保険事業の概況」参考資料 5 等を参考にした)

○9 ページから 21 ページにかけての表における所得税・住民税・社会保険料の変化額は 2008 年の所得に対して発生するものと 2009 年の所得に対して発生するものの差である。住民税および社会保険料は前年の所得に対して課されるため、表の結果は保険料や税金の支払いが 2010 年以降に発生するものも含んでいる。

○本レポートの試算では税額の 100 円未満を切り捨てるなどの税法上の端数処理等を行っていないなど、実際の税額・社会保険料の計算と一部異なる部分がある。したがって、本レポートの試算結果はあくまで概算であり、実際の税額・社会保険料と比べて多少の誤差を含む。

○本レポートでは、高齢者夫婦の年齢（60～64 歳、65～74 歳、75 歳以上）、投資信託の保有者（夫名義、妻名義）、年間の（普通）分配金の受取額（101 万円、240 万円）で分け、以下の表 2 のように A-1～C-4 の 12 ケースを想定した。

表 2 本レポートにおける 12 ケースの分類（カッコ内は各ケースの詳細結果が掲載されているページ）

夫婦の年齢	加入している医療制度	投資信託の保有者・年間配当			
		夫名義		妻名義	
		101万円	240万円	101万円	240万円
ともに60～64歳	国民健康保険 (介護保険第2号被保険者)	A-1 (10ページ)	A-2 (11ページ)	A-3 (12ページ)	A-4 (13ページ)
ともに65～74歳	国民健康保険 (介護保険第1号被保険者)	B-1 (14ページ)	B-2 (15ページ)	B-3 (16ページ)	B-4 (17ページ)
ともに75歳以上	後期高齢者医療制度 (介護保険第1号被保険者)	C-1 (18ページ)	C-2 (19ページ)	C-3 (20ページ)	C-4 (21ページ)

○年齢ごとに分けたのは、加入する医療保険制度が異なり保険料等が変わってくるため、投資信託の保有者を夫名義と妻名義に分けたのは配偶者控除の適用にかかわり税額等が変わってくるためである。

○年間の（普通）分配金の受取額 101 万円というのは、配当 100 万円枠をわずかに超えた場合を想定しており、240 万円というのは退職金で毎月分配型投資信託を購入し、毎月 20 万円程度の（普通）分配金の受け取りがある場合を想定している。

○その他に本レポートの試算の際に留意した事項は以下の通りである。

[65 歳以上の介護保険第 1 号被保険者の保険料に関しては、試算結果に大きな影響を与えないことから本レポートでは考慮していない。後期高齢者医療制度の保険料に関しては、妻の分も夫が払い夫の口座から振替納付したものとしている。各表の税額、社会保険料は夫婦の合算額である。国民健康保険料および後期高齢者医療制度の保険料は 2008 年 7 月末現在における保険料率で変わらないものとして試算した。また、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの方式の国民健康保険料の算定法については一定の仮定を置いて計算している（本レポート 3 ページ参照）。]

(2) 結果の概要

○12 ケース別の試算結果の概要をまとめると以下の表3のようになる。

表3 新証券税制による税・社会保険料の負担増の試算結果のまとめ

夫婦年齢	配当	負担増加額の最高		負担増加額の最低		実効税率が20%を超える自治体数(注2)
		実額(円)	実効税率(注1)	実額(円)	実効税率(注1)	
60～64歳	夫101万円(A-1)	137,416	23.61%	23,319	12.31%	20市/47市
	夫240万円(A-2)	464,156	29.34%	213,177	18.88%	42市/47市
	妻101万円(A-3)	186,916	28.51%	96,968	19.60%	46市/47市
	妻240万円(A-4)	513,656	31.40%	286,826	21.95%	47市/47市
65～74歳	夫101万円(B-1)	110,888	20.98%	18,818	11.86%	7市/47市
	夫240万円(B-2)	401,120	26.71%	198,419	18.27%	41市/47市
	妻101万円(B-3)	160,388	25.88%	87,596	18.67%	45市/47市
	妻240万円(B-4)	450,620	28.78%	267,197	21.13%	47市/47市
75歳以上	夫101万円(C-1)	83,674	18.28%	57,060	15.65%	0都道府県/47都道府県
	夫240万円(C-2)	336,452	24.02%	273,212	21.38%	47都道府県/47都道府県
	妻101万円(C-3)	145,674	24.42%	119,060	21.79%	47都道府県/47都道府県
	妻240万円(C-4)	398,452	26.60%	335,212	23.97%	47都道府県/47都道府県

(注1)実効税率…社会保険料増分等を考慮した、2009/2010年における配当益があることによって発生する税額の割合
(注2)…東京都特別区は23区平均を用い、1市とカウントした。

○C-1以外の11ケースにおいて、新証券税制によって2009/2010年に社会保険料の増分を含めると実質的に配当に対する税率(以下、実効税率)が20%を超えてしまう自治体がある。また、A-4のケースにおいては実効税率が30%を超えるような極めて高い実効税率が課される自治体もあることがわかった。

○2009/2010年の「配当100万円枠」をはじめとした経過措置は、本則の全額20%に戻すことによる税額急増の緩和措置として設けられたはずであったが、高齢者世帯においてはかえって2009/2010年の方が税額負担が重くなってしまうケースが多々あるということが今回の試算で明らかとなった。

○その一方で、2009/2010年における社会保険料の増加額が比較的少ない自治体もあり、社会保険料の上がり方には非常に大きな地域差があることもわかった。

(各ケースの詳細な試算結果については、本レポート10～21ページに掲載した)

(3) 12 ケース別の試算結果の詳細

表 A-1 ともに 60~64 歳の夫婦・夫名義の配当が年間 101 万円の新証券税制による負担増

		新証券税制による負担増(単位:円)				
		住民税	所得税	国保料	計	
	北海道	札幌市	-14,738	-6,669	149,379	127,972
	青森県	青森市	-13,728	-6,164	139,279	119,387
	岩手県	盛岡市	-12,425	-5,513	126,250	108,313
	宮城県	仙台市	-4,798	-1,699	49,983	43,486
	秋田県	秋田市	-14,556	-6,578	147,561	126,427
	山形県	山形市	-11,597	-5,098	117,968	101,273
	福島県	福島市	-12,021	-5,311	122,210	104,879
	茨城県	水戸市	-10,153	-4,376	103,525	88,996
	栃木県	宇都宮市	-10,304	-4,452	105,040	90,284
	群馬県	前橋市	-9,860	-4,230	100,596	86,507
	埼玉県	さいたま市	-11,314	-4,957	115,140	98,869
	千葉県	千葉市	-8,688	-3,644	88,880	76,548
	東京都	23区平均	-3,451	-1,026	36,514	32,037
★	神奈川県	横浜市	-2,426	-513	26,258	23,319
	新潟県	新潟市	-10,708	-4,654	109,080	93,718
	富山県	富山市	-9,092	-3,846	92,920	79,982
★	石川県	金沢市	-5,069	-1,834	52,683	45,779
	福井県	福井市	-7,476	-3,038	76,760	66,246
	山梨県	甲府市	-13,778	-6,189	139,784	119,816
	長野県	長野市	-11,011	-4,806	112,110	96,294
★	岐阜県	岐阜市	-3,141	-870	33,406	29,395
	静岡県	静岡市	-8,587	-3,594	87,870	75,690
	愛知県	名古屋市	-3,309	-954	35,089	30,825
	三重県	津市	-10,102	-4,351	103,020	88,567
	滋賀県	大津市	-10,708	-4,654	109,080	93,718
	京都府	京都市	-11,455	-5,028	116,554	100,071
	大阪府	大阪市	-12,223	-5,412	124,230	106,596
	兵庫県	神戸市	-5,564	-2,082	57,636	49,991
	奈良県	奈良市	-12,122	-5,361	123,220	105,737
	和歌山県	和歌山市	-14,556	-6,578	147,561	126,427
	鳥取県	鳥取市	-10,001	-4,301	102,010	87,709
	島根県	松江市	-9,789	-4,194	99,889	85,906
	岡山県	岡山市	-11,920	-5,260	121,200	104,020
★	広島県	広島市	-3,723	-1,161	39,228	34,344
	山口県	山口市	-11,415	-5,008	116,150	99,728
	徳島県	徳島市	-15,354	-6,977	155,540	133,209
	香川県	高松市	-8,789	-3,695	89,890	77,406
	愛媛県	松山市	-12,122	-5,361	123,220	105,737
	高知県	高知市	-14,586	-6,593	147,864	126,684
	福岡県	福岡市	-15,849	-7,224	160,489	137,416
	佐賀県	佐賀市	-12,425	-5,513	126,250	108,313
	長崎県	長崎市	-11,819	-5,210	120,190	103,162
	熊本県	熊本市	-12,223	-5,412	124,230	106,596
	大分県	大分市	-12,748	-5,674	129,482	111,060
	宮崎県	宮崎市	-11,011	-4,806	112,110	96,294
	鹿児島県	鹿児島市	-11,314	-4,957	115,140	98,869
	沖縄県	那覇市	-12,779	-5,689	129,785	111,317
	負担増が5万円以下の自治体		負担増が10.1万円超の自治体			

★印は前回レポート(8/21発表)の数値を修正した自治体

○A-1のケースは、ともに60~64歳の夫婦で、夫名義の投資信託等の配当が年間101万円あった場合を想定している。

○国民健康保険料の上がり方は最低の26,258円から最高の160,489円まで大きな差がある。なお、所得税・住民税が減税になっているのは、国民健康保険料の増加によって所得税・住民税の社会保険料控除が増えたためである。

○負担増が10.1万円を超える場合、国民健康保険料を含めた実効税率が実質的に配当の20%を超えることとなる(2008年までの課税額10.1万円に増税分10.1万円を足すと20.2万円となり、配当101万円の20%となる)。この実質20%超の実効税率となってしまった自治体には、20市(表中のピンクの網掛け)があてはまった。

○負担増額が5万円以下(実効税率15%以下)と比較的影響の少ない自治体としては、7市(表中のブルーの網掛け)があった。

(※) 東京都23区は介護保険料の分だけが区ごとに異なる。23区内の負担増の差は最大3,419円。

表 A-2 ともに 60~64 歳の夫婦・夫名義の配当が年間 240 万円の新証券税制による負担増

		新証券税制による負担増(単位・円)			
		住民税	所得税	国保料	計
北海道	札幌市	-7,496	94,252	354,960	441,716
青森県	青森市	-5,096	95,452	330,960	421,316
岩手県	盛岡市	-2,000	97,000	300,000	395,000
宮城県	仙台市	11,612	103,806	163,880	279,298
秋田県	秋田市	-7,064	94,468	350,640	438,044
山形県	山形市	-32	97,984	280,320	378,272
福島県	福島市	-1,040	97,480	290,400	386,840
茨城県	水戸市	3,400	99,700	246,000	349,100
栃木県	宇都宮市	3,040	99,520	249,600	352,160
群馬県	前橋市	4,096	100,048	239,040	343,184
埼玉県	さいたま市	640	98,320	273,600	372,560
千葉県	千葉市	6,880	101,440	211,200	319,520
東京都	23区平均	16,028	106,014	119,718	241,761
★神奈川県	横浜市	19,391	107,696	86,091	213,177
新潟県	新潟市	2,080	99,040	259,200	360,320
★富山県	富山市	5,920	100,960	220,800	327,680
★石川県	金沢市	10,726	103,363	172,732	286,822
福井県	福井市	9,760	102,880	182,400	295,040
山梨県	甲府市	-5,216	95,392	332,160	422,336
長野県	長野市	1,360	98,680	266,400	366,440
★岐阜県	岐阜市	17,047	106,524	109,528	233,099
静岡県	静岡市	7,120	101,560	208,800	317,480
愛知県	名古屋市	16,496	106,248	115,044	237,788
三重県	津市	3,520	99,760	244,800	348,080
滋賀県	大津市	2,080	99,040	259,200	360,320
京都府	京都市	304	98,152	276,960	375,416
大阪府	大阪市	-1,520	97,240	295,200	390,920
兵庫県	神戸市	9,103	102,552	188,970	300,625
奈良県	奈良市	-1,280	97,360	292,800	388,880
和歌山県	和歌山市	-7,064	94,468	350,640	438,044
鳥取県	鳥取市	3,760	99,880	242,400	346,040
島根県	松江市	4,264	100,132	237,360	341,756
岡山県	岡山市	-800	97,600	288,000	384,800
★広島県	広島市	15,138	105,569	128,616	249,324
山口県	山口市	400	98,200	276,000	374,600
徳島県	徳島市	-8,960	93,520	369,600	454,160
香川県	高松市	6,640	101,320	213,600	321,560
愛媛県	松山市	-1,280	97,360	292,800	388,880
高知県	高知市	-7,136	94,432	351,360	438,656
福岡県	福岡市	-10,136	92,932	381,360	464,156
佐賀県	佐賀市	-2,000	97,000	300,000	395,000
長崎県	長崎市	-560	97,720	285,600	382,760
熊本県	熊本市	-1,520	97,240	295,200	390,920
大分県	大分市	-2,768	96,616	307,680	401,528
宮崎県	宮崎市	1,360	98,680	266,400	366,440
鹿児島県	鹿児島市	640	98,320	273,600	372,560
沖縄県	那覇市	-2,840	96,580	308,400	402,140
		負担増が24万円超の自治体			

★印は前回レポート(8/21発表)の数値を修正した自治体

○A-2のケースは、ともに 60~64 歳の夫婦で、夫名義の投資信託等の配当が年間 240 万円あった場合を想定している。

○国民健康保険料の上がり方は最低の 86,091 円から最高の 381,360 円まで大きな差がある。なお、一部住民税が減税になっている市があるのは、国民健康保険料の増加によって所得税・住民税の社会保険料控除が増えたためである。

○負担増が 24 万円を超える場合、国民健康保険料を含めた実効税率が実質的に配当の 20%を超えることとなる(2008 年までの課税額 24 万円に増税分 24 万円を足すと 48 万円となり、配当 240 万円の 20%となる)。この実質 20%超の実効税率となってしまった自治体には、41 市と東京 23 区平均(※)(表中のピンクの網掛け)があてはまった。

(※) 東京都 23 区は介護保険料の分だけが区ごとに異なる。23 区内の負担増の差は最大 11,213 円。

表 A-3 ともに 60~64 歳の夫婦・妻名義の配当が年間 101 万円の新証券税制による負担増

		新証券税制による負担増(単位:円)				
		住民税	所得税	国保料	計	
	北海道	札幌市	18,262	9,831	149,379	177,472
	青森県	青森市	19,272	10,336	139,279	168,887
	岩手県	盛岡市	20,575	10,988	126,250	157,813
★	宮城県	仙台市	22,794	12,097	104,063	138,954
	秋田県	秋田市	18,444	9,922	147,561	175,927
	山形県	山形市	21,403	11,402	117,968	150,773
	福島県	福島市	20,979	11,190	122,210	154,379
	茨城県	水戸市	22,848	12,124	103,525	138,496
	栃木県	宇都宮市	22,696	12,048	105,040	139,784
	群馬県	前橋市	23,140	12,270	100,596	136,007
	埼玉県	さいたま市	21,686	11,543	115,140	148,369
	千葉県	千葉市	24,312	12,856	88,880	126,048
★	東京都	23区平均	25,597	13,499	76,020	115,116
★	神奈川県	横浜市	27,733	14,567	54,668	96,968
	新潟県	新潟市	22,292	11,846	109,080	143,218
	富山県	富山市	23,908	12,654	92,920	129,482
★	石川県	金沢市	22,231	11,815	109,684	143,731
	福井県	福井市	25,524	13,462	76,760	115,746
	山梨県	甲府市	19,222	10,311	139,784	169,316
	長野県	長野市	21,989	11,695	112,110	145,794
★	岐阜県	岐阜市	26,245	13,822	69,550	109,618
	静岡県	静岡市	24,413	12,907	87,870	125,190
★	愛知県	名古屋市	25,894	13,647	73,053	112,594
	三重県	津市	22,898	12,149	103,020	138,067
	滋賀県	大津市	22,292	11,846	109,080	143,218
	京都府	京都市	21,545	11,472	116,554	149,571
	大阪府	大阪市	20,777	11,089	124,230	156,096
★	兵庫県	神戸市	21,200	11,300	119,995	152,495
	奈良県	奈良市	20,878	11,139	123,220	155,237
	和歌山県	和歌山市	18,444	9,922	147,561	175,927
	鳥取県	鳥取市	22,999	12,200	102,010	137,209
	島根県	松江市	23,211	12,306	99,889	135,406
	岡山県	岡山市	21,080	11,240	121,200	153,520
★	広島県	広島市	25,032	13,216	81,671	119,919
	山口県	山口市	21,585	11,493	116,150	149,228
	徳島県	徳島市	17,646	9,523	155,540	182,709
	香川県	高松市	24,211	12,806	89,890	126,907
	愛媛県	松山市	20,878	11,139	123,220	155,237
	高知県	高知市	18,414	9,907	147,864	176,184
	福岡県	福岡市	17,151	9,276	160,489	186,916
	佐賀県	佐賀市	20,575	10,988	126,250	157,813
	長崎県	長崎市	21,181	11,291	120,190	152,662
	熊本県	熊本市	20,777	11,089	124,230	156,096
	大分県	大分市	20,252	10,826	129,482	160,560
	宮崎県	宮崎市	21,989	11,695	112,110	145,794
	鹿児島県	鹿児島市	21,686	11,543	115,140	148,369
	沖縄県	那覇市	20,222	10,811	129,785	160,817
			負担増が10.1万円超の自治体			
★印は前回レポート(8/21発表)の数値を修正した自治体						

○A-3のケースは、ともに 60~64 歳の夫婦で、妻名義の投資信託等の配当が年間 101 万円あった場合を想定している。このケースでは新証券税制により妻の「合計所得金額」が増えるため、夫の配偶者控除の対象から外れる。

○国民健康保険料の算出方法はⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ方式の4方式(本レポート2~3ページ参照)がある。Ⅰ方式では配偶者控除前の「旧ただし書き所得」を算定対象としているため配偶者控除から外れることによる国保料の増加は起こらない。Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ方式では、妻が夫の配偶者控除の対象外となることにより増加する分の住民税額も、配当にかかる住民税額に加えて国民健康保険料の算定対象となる。したがって、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ方式を採用している自治体ではA-1のケースと比較した負担額の増加が大きい。

○A-1のケースと比較すると配偶者控除がなくなる分、夫婦合算の負担増は全ての市で大きくなっている。負担増の最低は 96,968 円、最高は 186,916 円となっている。

○負担増が 10.1 万円を超える場合、国民健康保険料を含めた実効税率が実質的に配当の 20%を超えることとなる(2008 年までの課税額 10.1 万円に増税分 10.1 万円を足すと 20.2 万円となり、配当 101 万円の 20%となる)。この実質 20%超の実効税率となってしまった自治体には、神奈川県横浜市以外の 45 市と東京都 23 区平均(※)(表中のピンクの網掛け)があてはまった。

(※) 東京都 23 区は介護保険料の分だけが区ごとに異なる。23 区内の負担増の差は最大 7,120 円。

表A-4 ともに60～64歳の夫婦・妻名義の配当が年間240万円の新証券税制による負担増

		新証券税制による負担増(単位:円)				
		住民税	所得税	国保料	計	
	北海道	札幌市	25,504	110,752	354,960	491,216
	青森県	青森市	27,904	111,952	330,960	470,816
	岩手県	盛岡市	31,000	113,500	300,000	444,500
★	宮城県	仙台市	39,204	117,602	217,960	374,766
	秋田県	秋田市	25,936	110,968	350,640	487,544
	山形県	山形市	32,968	114,484	280,320	427,772
	福島県	福島市	31,960	113,980	290,400	436,340
	茨城県	水戸市	36,400	116,200	246,000	398,600
	栃木県	宇都宮市	36,040	116,020	249,600	401,660
	群馬県	前橋市	37,096	116,548	239,040	392,684
	埼玉県	さいたま市	33,640	114,820	273,600	422,060
	千葉県	千葉市	39,880	117,940	211,200	369,020
★	東京都	23区平均	45,078	120,539	159,225	324,842
★	神奈川県	横浜市	49,550	122,775	114,500	286,826
	新潟県	新潟市	35,080	115,540	259,200	409,820
	富山県	富山市	38,920	117,460	220,800	377,180
★	石川県	金沢市	38,026	117,013	229,734	384,773
	福井県	福井市	42,760	119,380	182,400	344,540
	山梨県	甲府市	27,784	111,892	332,160	471,836
	長野県	長野市	34,360	115,180	266,400	415,940
★	岐阜県	岐阜市	46,433	121,216	145,672	313,321
	静岡県	静岡市	40,120	118,060	208,800	366,980
★	愛知県	名古屋市	45,699	120,850	153,009	319,558
	三重県	津市	36,520	116,260	244,800	397,580
	滋賀県	大津市	35,080	115,540	259,200	409,820
	京都府	京都市	33,304	114,652	276,960	424,916
	大阪府	大阪市	31,480	113,740	295,200	440,420
★	兵庫県	神戸市	35,867	115,933	251,329	403,130
	奈良県	奈良市	31,720	113,860	292,800	438,380
	和歌山県	和歌山市	25,936	110,968	350,640	487,544
	鳥取県	鳥取市	36,760	116,380	242,400	395,540
	島根県	松江市	37,264	116,632	237,360	391,256
	岡山県	岡山市	32,200	114,100	288,000	434,300
★	広島県	広島市	43,894	119,947	171,060	334,901
	山口県	山口市	33,400	114,700	276,000	424,100
	徳島県	徳島市	24,040	110,020	369,600	503,660
	香川県	高松市	39,640	117,820	213,600	371,060
	愛媛県	松山市	31,720	113,860	292,800	438,380
	高知県	高知市	25,864	110,932	351,360	488,156
	福岡県	福岡市	22,864	109,432	381,360	513,656
	佐賀県	佐賀市	31,000	113,500	300,000	444,500
	長崎県	長崎市	32,440	114,220	285,600	432,260
	熊本県	熊本市	31,480	113,740	295,200	440,420
	大分県	大分市	30,232	113,116	307,680	451,028
	宮崎県	宮崎市	34,360	115,180	266,400	415,940
	鹿児島県	鹿児島市	33,640	114,820	273,600	422,060
	沖縄県	那覇市	30,160	113,080	308,400	451,640
			負担増が24万円超の自治体			
★印は前回レポート(8/21発表)の数値を修正した自治体						

○A-4のケースは、ともに60～64歳の夫婦で、妻名義の投資信託等の配当が年間240万円あった場合を想定している。このケースでは新証券税制により妻の「合計所得金額」が増えるため、夫の配偶者控除の対象から外れる。

○国民健康保険料の算出方法はⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ方式の4方式(本レポート2～3ページ参照)がある。Ⅰ方式では配偶者控除前の「旧ただし書き所得」を算定対象としているため配偶者控除から外れることによる国保料の増加は起こらない。Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ方式では、妻が夫の配偶者控除の対象外となることにより増加する分の住民税額も、配当にかかる住民税額に加えて国民健康保険料の算定対象となる。したがって、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ方式を採用している自治体ではA-1のケースと比較した負担額の増加が大きい。

○A-2のケースと比較すると配偶者控除がなくなる分、夫婦合算の負担増は全ての市で大きくなっている。負担増の最低は286,826円、最高は513,656円となっている。

○負担増が24万円を超える場合、国民健康保険料を含めた実効税率が実質的に配当の20%を超えることとなる(2008年までの課税額24万円に増税分24万円を足すと48万円となり、配当240万円の20%となる)。この実質20%超の実効税率となってしまう自治体には、47自治体すべて(※)(表中のピンクの網掛け)があてはまった。

(※) 東京都23区は介護保険料の分だけが区ごとに異なる。23区内の負担増の差は最大14,912円。

表B-1 とともに65～74歳の夫婦・夫名義の配当が年間101万円の新証券税制による負担増

		新証券税制による負担増(単位・円)			
		住民税	所得税	国保料	計
北海道	札幌市	-12,122	-5,361	123,220	105,737
青森県	青森市	-11,253	-4,927	114,534	98,354
岩手県	盛岡市	-9,900	-4,250	101,000	86,850
宮城県	仙台市	-3,732	-1,166	39,320	34,422
秋田県	秋田市	-11,647	-5,124	118,473	101,702
山形県	山形市	-9,496	-4,048	96,960	83,416
福島県	福島市	-9,900	-4,250	101,000	86,850
茨城県	水戸市	-8,415	-3,508	86,153	74,230
栃木県	宇都宮市	-8,234	-3,417	84,335	72,685
群馬県	前橋市	-7,981	-3,291	81,810	70,539
埼玉県	さいたま市	-9,193	-3,897	93,930	80,841
千葉県	千葉市	-6,971	-2,786	71,710	61,954
東京都	特別区	-2,995	-797	31,947	28,154
★神奈川県	横浜市	-1,896	-248	20,962	18,818
新潟県	新潟市	-8,486	-3,543	86,860	74,831
富山県	富山市	-7,072	-2,836	72,720	62,812
★石川県	金沢市	-4,294	-1,447	44,938	39,197
福井県	福井市	-5,355	-1,977	55,550	48,218
山梨県	甲府市	-11,718	-5,159	119,180	102,303
長野県	長野市	-8,688	-3,644	88,880	76,548
★岐阜県	岐阜市	-2,758	-679	29,580	26,143
静岡県	静岡市	-7,274	-2,937	74,740	64,529
愛知県	名古屋市	-2,798	-699	29,977	26,480
三重県	津市	-8,284	-3,442	84,840	73,114
滋賀県	大津市	-8,789	-3,695	89,890	77,407
京都市	京都市	-9,203	-3,902	94,031	80,926
大阪府	大阪市	-10,405	-4,503	106,050	91,143
兵庫県	神戸市	-4,734	-1,667	49,342	42,940
奈良県	奈良市	-10,102	-4,351	103,020	88,567
和歌山県	和歌山市	-11,940	-5,270	121,402	104,192
鳥取県	鳥取市	-7,880	-3,240	80,800	69,680
島根県	松江市	-7,607	-3,104	78,073	67,362
岡山県	岡山市	-9,698	-4,149	98,980	85,133
★広島県	広島市	-3,039	-819	32,386	28,528
山口県	山口市	-9,092	-3,846	92,920	79,982
徳島県	徳島市	-12,728	-5,664	129,280	110,888
香川県	高松市	-7,375	-2,988	75,750	65,387
愛媛県	松山市	-10,203	-4,402	104,030	89,426
高知県	高知市	-11,920	-5,260	121,200	104,020
福岡県	福岡市	-12,415	-5,507	126,149	108,227
佐賀県	佐賀市	-10,304	-4,452	105,040	90,284
長崎県	長崎市	-9,496	-4,048	96,960	83,416
熊本県	熊本市	-10,304	-4,452	105,040	90,284
大分県	大分市	-10,476	-4,538	106,757	91,743
宮崎県	宮崎市	-9,092	-3,846	92,920	79,982
鹿児島県	鹿児島市	-8,890	-3,745	90,900	78,265
沖縄県	那覇市	-11,203	-4,901	114,029	97,925
負担増が5万円以下の自治体		負担増が10.1万円超の自治体			

★印は前回レポート(8/21発表)の数値を修正した自治体

○B-1のケースは、ともに65～74歳の夫婦で、夫名義の投資信託等の配当が年間101万円あった場合を想定している。(定率の介護保険料の負担がなく、A-1のケースより国民健康保険料の増加は少ない)

○国民健康保険料の上がり方は最低の20,962円から最高の129,280円まで大きな差がある。なお、所得税・住民税が減税になっているのは、国民健康保険料の増加によって所得税・住民税の社会保険料控除が増えたためである。

○負担増が10.1万円を超える場合、国民健康保険料を含めた実効税率が実質的に配当の20%を超えることとなる(2008年までの課税額10.1万円に増税分10.1万円を足すと20.2万円となり、配当101万円の20%となる)。この実質20%超の実効税率となってしまった自治体には、7市(表中のピンクの網掛け)があてはまった。

○負担増額が5万円以下(実効税率15%以下)と比較的影響の少ない自治体としては、8市(表中のブルーの網掛け)があった。

表B-2 とともに65～74歳の夫婦・夫名義の配当が年間240万円の新証券税制による負担増

		新証券税制による負担増(単位:円)			
		住民税	所得税	国保料	計
北海道	札幌市	-1,280	97,360	292,800	388,880
青森県	青森市	784	98,392	272,160	371,336
岩手県	盛岡市	4,000	100,000	240,000	344,000
宮城県	仙台市	15,108	105,554	128,920	249,582
秋田県	秋田市	-152	97,924	281,520	379,292
山形県	山形市	4,960	100,480	230,400	335,840
福島県	福島市	4,000	100,000	240,000	344,000
茨城県	水戸市	7,528	101,764	204,720	314,012
栃木県	宇都宮市	7,960	101,980	200,400	310,340
群馬県	前橋市	8,560	102,280	194,400	305,240
埼玉県	さいたま市	5,680	100,840	223,200	329,720
千葉県	千葉市	10,960	103,480	170,400	284,840
東京都	特別区	17,526	106,763	104,745	229,033
★ 神奈川県	横浜市	21,127	108,564	68,728	198,419
新潟県	新潟市	7,360	101,680	206,400	315,440
富山県	富山市	10,720	103,360	172,800	286,880
★ 石川県	金沢市	13,266	104,633	147,339	265,238
福井県	福井市	14,800	105,400	132,000	252,200
山梨県	甲府市	-320	97,840	283,200	380,720
長野県	長野市	6,880	101,440	211,200	319,520
★ 岐阜県	岐阜市	18,302	107,151	96,984	222,436
静岡県	静岡市	10,240	103,120	177,600	290,960
愛知県	名古屋市	18,171	107,086	98,287	223,544
三重県	津市	7,840	101,920	201,600	311,360
滋賀県	大津市	6,640	101,320	213,600	321,560
京都府	京都市	5,656	100,828	223,440	329,924
大阪府	大阪市	2,800	99,400	252,000	354,200
兵庫県	神戸市	11,822	103,911	161,777	277,510
奈良県	奈良市	3,520	99,760	244,800	348,080
和歌山県	和歌山市	-848	97,576	288,480	385,208
鳥取県	鳥取市	8,800	102,400	192,000	303,200
島根県	松江市	9,448	102,724	185,520	297,692
岡山県	岡山市	4,480	100,240	235,200	339,920
★ 広島県	広島市	17,381	106,691	106,185	230,257
山口県	山口市	5,920	100,960	220,800	327,680
徳島県	徳島市	-2,720	96,640	307,200	401,120
香川県	高松市	10,000	103,000	180,000	293,000
愛媛県	松山市	3,280	99,640	247,200	350,120
高知県	高知市	-800	97,600	288,000	384,800
福岡県	福岡市	-1,976	97,012	299,760	394,796
佐賀県	佐賀市	3,040	99,520	249,600	352,160
長崎県	長崎市	4,960	100,480	230,400	335,840
熊本県	熊本市	3,040	99,520	249,600	352,160
大分県	大分市	2,632	99,316	253,680	355,628
宮崎県	宮崎市	5,920	100,960	220,800	327,680
鹿児島県	鹿児島市	6,400	101,200	216,000	323,600
沖縄県	那覇市	904	98,452	270,960	370,316
		負担増が10.1万円超の自治体			

★印は前回レポート(8/21発表)の数値を修正した自治体

○B-2のケースは、ともに65～74歳の夫婦で、夫名義の投資信託等の配当が年間240万円あった場合を想定している。(定率の介護保険料の負担がなく、A-2のケースより国民健康保険料の増加は少ない)

○国民健康保険料の上がり方は最低の68,728円から最高の307,200円まで大きな差がある。なお、一部住民税が減税になっている市があるのは、国民健康保険料の増加によって住民税の社会保険料控除が増えたためである。

○負担増が24万円を超える場合、国民健康保険料を含めた実効税率が実質的に配当の20%を超えることとなる(2008年までの課税額24万円に増税分24万円を足すと48万円となり、配当240万円の20%となる)。この実質20%超の実効税率となってしまった自治体には、41市(表中のピンクの網掛け)があてはまった。

表B-3 とともに65～74歳の夫婦・妻名義の配当が年間101万円の新証券税制による負担増

		新証券税制による負担増(単位:円)				
		住民税	所得税	国保料	計	
	北海道	札幌市	20,878	11,139	123,220	155,237
	青森県	青森市	21,747	11,573	114,534	147,854
	岩手県	盛岡市	23,100	12,250	101,000	136,350
★	宮城県	仙台市	25,014	13,207	81,864	120,084
	秋田県	秋田市	21,353	11,376	118,473	151,202
	山形県	山形市	23,504	12,452	96,960	132,916
	福島県	福島市	23,100	12,250	101,000	136,350
	茨城県	水戸市	24,585	12,992	86,153	123,730
	栃木県	宇都宮市	24,767	13,083	84,335	122,185
	群馬県	前橋市	25,019	13,210	81,810	120,039
	埼玉県	さいたま市	23,807	12,604	93,930	130,341
	千葉県	千葉市	26,029	13,715	71,710	111,454
★	東京都	特別区	26,548	13,974	66,512	107,034
★	神奈川県	横浜市	28,836	15,118	43,642	87,596
	新潟県	新潟市	24,514	12,957	86,860	124,331
	富山県	富山市	25,928	13,664	72,720	112,312
★	石川県	金沢市	23,844	12,622	93,560	130,026
	福井県	福井市	27,645	14,523	55,550	97,718
	山梨県	甲府市	21,282	11,341	119,180	151,803
	長野県	長野市	24,312	12,856	88,880	126,048
★	岐阜県	岐阜市	27,041	14,221	61,585	102,847
	静岡県	静岡市	25,726	13,563	74,740	114,029
★	愛知県	名古屋市	26,959	14,179	62,412	103,550
	三重県	津市	24,716	13,058	84,840	122,614
	滋賀県	大津市	24,211	12,806	89,890	126,907
	京都府	京都市	23,797	12,598	94,031	130,426
	大阪府	大阪市	22,595	11,998	106,050	140,643
★	兵庫県	神戸市	22,928	12,164	102,730	137,822
	奈良県	奈良市	22,898	12,149	103,020	138,067
	和歌山県	和歌山市	21,060	11,230	121,402	153,692
	鳥取県	鳥取市	25,120	13,260	80,800	119,180
	島根県	松江市	25,393	13,396	78,073	116,862
	岡山県	岡山市	23,302	12,351	98,980	134,633
★	広島県	広島市	26,457	13,929	67,427	107,813
	山口県	山口市	23,908	12,654	92,920	129,482
	徳島県	徳島市	20,272	10,836	129,280	160,388
	香川県	高松市	25,625	13,513	75,750	114,888
	愛媛県	松山市	22,797	12,099	104,030	138,926
	高知県	高知市	21,080	11,240	121,200	153,520
	福岡県	福岡市	20,585	10,993	126,149	157,727
	佐賀県	佐賀市	22,696	12,048	105,040	139,784
	長崎県	長崎市	23,504	12,452	96,960	132,916
	熊本県	熊本市	22,696	12,048	105,040	139,784
	大分県	大分市	22,524	11,962	106,757	141,243
	宮崎県	宮崎市	23,908	12,654	92,920	129,482
	鹿児島県	鹿児島市	24,110	12,755	90,900	127,765
	沖縄県	那覇市	21,797	11,599	114,029	147,425
		負担増が10.1万円超の自治体				
★印は前回レポート(8/21発表)の数値を修正した自治体						

○B-3のケースは、ともに65～74歳の夫婦で、妻名義の投資信託等の配当が年間101万円あった場合を想定している。(定率の介護保険料の負担がなく、A-3のケースより国民健康保険料の増加は少ない)

○国民健康保険料の算出方法はⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ方式の4方式(本レポート2～3ページ参照)がある。Ⅰ方式では配偶者控除前の「旧ただし書き所得」を算定対象としているため配偶者控除から外れることによる国保料の増加は起こらない。Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ方式では、妻が夫の配偶者控除の対象外となることにより増加する分の住民税額も、配当にかかる住民税額に加えて国民健康保険料の算定対象となる。したがって、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ方式を採用している自治体ではA-1のケースと比較した負担額の増加が大きい。

○B-1のケースと比較すると配偶者控除がなくなる分、夫婦合算の負担増は全ての市で大きくなっている。負担増の最低は87,596円、最高は160,388円となっている。

○負担増が10.1万円を超える場合、国民健康保険料を含めた実効税率が実質的に配当の20%を超えることとなる(2008年までの課税額10.1万円に増税分10.1万円を足すと20.2万円となり、配当101万円の20%となる)。この実質20%超の実効税率となってしまった自治体には、44市と東京特別区(表中のピンクの網掛け)があてはまった。

表B-4 とともに65～74歳の夫婦・妻名義の配当が年間240万円の新証券税制による負担増

		新証券税制による負担増(単位:円)				
		住民税	所得税	国保料	計	
	北海道	札幌市	31,720	113,860	292,800	438,380
	青森県	青森市	33,784	114,892	272,160	420,836
	岩手県	盛岡市	37,000	116,500	240,000	393,500
★	宮城県	仙台市	43,854	119,927	171,463	335,244
	秋田県	秋田市	32,848	114,424	281,520	428,792
	山形県	山形市	37,960	116,980	230,400	385,340
	福島県	福島市	37,000	116,500	240,000	393,500
	茨城県	水戸市	40,528	118,264	204,720	363,512
	栃木県	宇都宮市	40,960	118,480	200,400	359,840
	群馬県	前橋市	41,560	118,780	194,400	354,740
	埼玉県	さいたま市	38,680	117,340	223,200	379,220
	千葉県	千葉市	43,960	119,980	170,400	334,340
★	東京都	特別区	47,068	121,534	139,310	307,913
★	神奈川県	横浜市	51,859	123,930	91,408	267,197
	新潟県	新潟市	40,360	118,180	206,400	364,940
	富山県	富山市	43,720	119,860	172,800	336,380
★	石川県	金沢市	41,404	118,702	195,961	356,067
	福井県	福井市	47,800	121,900	132,000	301,700
	山梨県	甲府市	32,680	114,340	283,200	430,220
	長野県	長野市	39,880	117,940	211,200	369,020
★	岐阜県	岐阜市	48,101	122,051	128,989	299,140
	静岡県	静岡市	43,240	119,620	177,600	340,460
★	愛知県	名古屋市	47,928	121,964	130,721	300,613
	三重県	津市	40,840	118,420	201,600	360,860
	滋賀県	大津市	39,640	117,820	213,600	371,060
	京都府	京都市	38,656	117,328	223,440	379,424
	大阪府	大阪市	35,800	115,900	252,000	403,700
★	兵庫県	神戸市	39,484	117,742	215,163	372,389
	奈良県	奈良市	36,520	116,260	244,800	397,580
	和歌山県	和歌山市	32,152	114,076	288,480	434,708
	鳥取県	鳥取市	41,800	118,900	192,000	352,700
	島根県	松江市	42,448	119,224	185,520	347,192
	岡山県	岡山市	37,480	116,740	235,200	389,420
★	広島県	広島市	46,877	121,439	141,226	309,542
	山口県	山口市	38,920	117,460	220,800	377,180
	徳島県	徳島市	30,280	113,140	307,200	450,620
	香川県	高松市	43,000	119,500	180,000	342,500
	愛媛県	松山市	36,280	116,140	247,200	399,620
	高知県	高知市	32,200	114,100	288,000	434,300
	福岡県	福岡市	31,024	113,512	299,760	444,296
	佐賀県	佐賀市	36,040	116,020	249,600	401,660
	長崎県	長崎市	37,960	116,980	230,400	385,340
	熊本県	熊本市	36,040	116,020	249,600	401,660
	大分県	大分市	35,632	115,816	253,680	405,128
	宮崎県	宮崎市	38,920	117,460	220,800	377,180
	鹿児島県	鹿児島市	39,400	117,700	216,000	373,100
	沖縄県	那覇市	33,904	114,952	270,960	419,816
			負担増が24万円超の自治体			
★印は前回レポート(8/21発表)の数値を修正した自治体						

○B-4のケースは、ともに65～74歳の夫婦で、妻名義の投資信託等の配当が年間240万円あった場合を想定している。(定率の介護保険料の負担がなく、A-4のケースより国民健康保険料の増加は少ない)

○国民健康保険料の算出方法はI・II・III・IV方式の4方式(本レポート2～3ページ参照)がある。I方式では配偶者控除前の「旧ただし書き所得」を算定対象としているため配偶者控除から外れることによる国保料の増加は起こらない。II・III・IV方式では、妻が夫の配偶者控除の対象外となることにより増加する分の住民税額も、配当にかかる住民税額に加えて国民健康保険料の算定対象となる。したがって、II・III・IV方式を採用している自治体ではA-1のケースと比較した負担額の増加が大きい。

○B-2のケースと比較すると配偶者控除がなくなる分、夫婦合算の負担増は全ての市で大きくなっている。負担増の最低は267,197円、最高は450,620円となっている。

○負担増が24万円を超える場合、国民健康保険料を含めた実効税率が実質的に配当の20%を超えることとなる(2008年までの課税額24万円に増税分24万円を足すと48万円となり、配当240万円の20%となる)。この実質20%超の実効税率となってしまった自治体には、47自治体すべて(表中のピンクの網掛け)があてはまった。

表C-1 ともに75歳以上の夫婦・夫名義の配当が年間101万円の新証券税制による負担増

		新証券税制による負担増(単位:円)			
		住民税	所得税	保険料	計
北海道	※	-9,526	-4,063	97,263	83,674
青森県	※	-7,284	-2,942	74,841	64,615
岩手県	※	-6,486	-2,543	66,862	57,833
宮城県	※	-7,011	-2,806	72,114	62,297
秋田県	※	-6,991	-2,796	71,912	62,125
山形県	※	-6,718	-2,659	69,185	59,807
福島県	※	-7,324	-2,962	75,245	64,958
茨城県	※	-7,476	-3,038	76,760	66,246
栃木県	※	-7,011	-2,806	72,114	62,297
群馬県	※	-7,234	-2,917	74,336	64,186
埼玉県	※	-7,840	-3,220	80,396	69,337
千葉県	※	-6,991	-2,796	71,912	62,125
東京都	※	-6,426	-2,513	66,256	57,318
神奈川県	※	-7,325	-2,962	75,245	64,958
新潟県	※	-7,022	-2,811	72,215	62,383
富山県	※	-7,375	-2,988	75,750	65,388
石川県	※	-8,143	-3,371	83,426	71,912
福井県	※	-7,779	-3,190	79,790	68,822
山梨県	※	-7,153	-2,876	73,528	63,499
長野県	※	-6,395	-2,498	65,953	57,060
岐阜県	※	-7,264	-2,932	74,639	64,443
静岡県	※	-6,708	-2,654	69,084	59,721
愛知県	※	-7,304	-2,952	75,043	64,787
三重県	※	-6,658	-2,629	68,579	59,292
滋賀県	※	-6,718	-2,659	69,185	59,807
京都府	※	-8,173	-3,386	83,729	72,170
大阪府	※	-8,567	-3,583	87,668	75,518
兵庫県	※	-7,951	-3,275	81,507	70,281
奈良県	※	-7,375	-2,988	75,750	65,387
和歌山県	※	-7,799	-3,200	79,992	68,993
鳥取県	※	-7,627	-3,114	78,275	67,534
島根県	※	-7,223	-2,912	74,235	64,100
岡山県	※	-7,769	-3,184	79,689	68,736
広島県	※	-7,011	-2,806	72,114	62,297
山口県	※	-8,597	-3,599	87,971	75,775
徳島県	※	-7,304	-2,952	75,043	64,787
香川県	※	-8,870	-3,735	90,698	78,093
愛媛県	※	-7,728	-3,164	79,285	68,392
高知県	※	-8,769	-3,684	89,688	77,235
福岡県	※	-9,132	-3,866	93,324	80,325
佐賀県	※	-8,688	-3,644	88,880	76,548
長崎県	※	-7,678	-3,139	78,780	67,963
熊本県	※	-8,506	-3,553	87,062	75,003
大分県	※	-8,668	-3,634	88,678	76,376
宮崎県	※	-7,830	-3,215	80,295	69,251
鹿児島県	※	-8,516	-3,558	87,163	75,089
沖縄県	※	-8,688	-3,644	88,880	76,548

(※)後期高齢者医療制度の保険料は(不均一保険料が適用される一部自治体を除いて)都道府県内一律である。

○C-1のケースは、ともに75歳以上の夫婦で、夫名義の投資信託等の配当が年間101万円あった場合を想定している。

○後期高齢者医療制度の保険料の増加額は都道府県ごとに差があり、最低が65,953円、最高が97,263円となっている。国民健康保険と違い後期高齢者医療制度は保険料の算定方式が統一されているため、A-1やB-1のケースと比べて保険料の増加額の全国差は小さい。なお、所得税・住民税が減税になっているのは、国民健康保険料の増加によって所得税・住民税の社会保険料控除が増えたためである。

○負担増が10.1万円を超える場合、後期高齢者医療制度の保険料を含めた実効税率が実質的に配当の20%を超えることとなる(2008年までの課税額10.1万円に増税分10.1万円を足すと20.2万円となり、配当101万円の20%となる)。この実質20%超の実効税率となってしまった都道府県の該当例は、このC-1のケースではなかった。

表C-2 ともに75歳以上の夫婦・夫名義の配当が年間240万円の新証券税制による負担増

		新証券税制による負担増(単位:円)			
		住民税	所得税	保険料	計
北海道	※	4,888	100,444	231,120	336,452
青森県	※	10,216	103,108	177,840	291,164
岩手県	※	12,112	104,056	158,880	275,048
宮城県	※	10,864	103,432	171,360	285,656
秋田県	※	10,912	103,456	170,880	285,248
山形県	※	11,560	103,780	164,400	279,740
福島県	※	10,120	103,060	178,800	291,980
茨城県	※	9,760	102,880	182,400	295,040
栃木県	※	10,864	103,432	171,360	285,656
群馬県	※	10,336	103,168	176,640	290,144
埼玉県	※	8,896	102,448	191,040	302,384
千葉県	※	10,912	103,456	170,880	285,248
東京都	※	12,256	104,128	157,440	273,824
神奈川県	※	10,120	103,060	178,800	291,980
新潟県	※	10,840	103,420	171,600	285,860
富山県	※	10,000	103,000	180,000	293,000
石川県	※	8,176	102,088	198,240	308,504
福井県	※	9,040	102,520	189,600	301,160
山梨県	※	10,528	103,264	174,720	288,512
長野県	※	12,328	104,164	156,720	273,212
岐阜県	※	10,264	103,132	177,360	290,756
静岡県	※	11,584	103,792	164,160	279,536
愛知県	※	10,168	103,084	178,320	291,572
三重県	※	11,704	103,852	162,960	278,516
滋賀県	※	11,560	103,780	164,400	279,740
京都府	※	8,104	102,052	198,960	309,116
大阪府	※	7,168	101,584	208,320	317,072
兵庫県	※	8,632	102,316	193,680	304,628
奈良県	※	10,000	103,000	180,000	293,000
和歌山県	※	8,992	102,496	190,080	301,568
鳥取県	※	9,400	102,700	186,000	298,100
島根県	※	10,360	103,180	176,400	289,940
岡山県	※	9,064	102,532	189,360	300,956
広島県	※	10,864	103,432	171,360	285,656
山口県	※	7,096	101,548	209,040	317,684
徳島県	※	10,168	103,084	178,320	291,572
香川県	※	6,448	101,224	215,520	323,192
愛媛県	※	9,160	102,580	188,400	300,140
高知県	※	6,688	101,344	213,120	321,152
福岡県	※	5,824	100,912	221,760	328,496
佐賀県	※	6,880	101,440	211,200	319,520
長崎県	※	9,280	102,640	187,200	299,120
熊本県	※	7,312	101,656	206,880	315,848
大分県	※	6,928	101,464	210,720	319,112
宮崎県	※	8,920	102,460	190,800	302,180
鹿児島県	※	7,288	101,644	207,120	316,052
沖縄県	※	6,880	101,440	211,200	319,520
		負担増が24万円超の自治体			

○C-2のケースは、ともに75歳以上の夫婦で、夫名義の投資信託等の配当が年間240万円あった場合を想定している。

○後期高齢者医療制度の保険料の増加額は都道府県ごとに差があり、最低が156,720円、最高が231,120円となっている。国民健康保険と違い後期高齢者医療制度は保険料の算定方式が統一されているため、A-2やB-2のケースと比べて保険料の増加額の全国差は小さい。

○負担増が24万円を超える場合、後期高齢者医療制度の保険料を含めた実効税率が実質的に配当の20%を超えることとなる(2008年までの課税額24万円に増税分24万円を足すと48万円となり、配当240万円の20%となる)。C-2のケースの場合、全ての都道府県で実質20%以上の実効税率となった。

(※)後期高齢者医療制度の保険料は(不均一保険料が適用される一部自治体を除いて)都道府県内一律である。

表C-3 ともに75歳以上の夫婦・妻名義の配当が年間101万円の新証券税制による負担増

		新証券税制による負担増(単位:円)			
		住民税	所得税	保険料	計
北海道	※	28,474	19,937	97,263	145,674
青森県	※	30,716	21,058	74,841	126,615
岩手県	※	31,514	21,457	66,862	119,833
宮城県	※	30,989	21,194	72,114	124,297
秋田県	※	31,009	21,204	71,912	124,125
山形県	※	31,282	21,341	69,185	121,807
福島県	※	30,676	21,038	75,245	126,958
茨城県	※	30,524	20,962	76,760	128,246
栃木県	※	30,989	21,194	72,114	124,297
群馬県	※	30,766	21,083	74,336	126,186
埼玉県	※	30,160	20,780	80,396	131,337
千葉県	※	31,009	21,204	71,912	124,125
東京都	※	31,574	21,487	66,256	119,318
神奈川県	※	30,676	21,038	75,245	126,958
新潟県	※	30,979	21,189	72,215	124,383
富山県	※	30,625	21,013	75,750	127,388
石川県	※	29,857	20,629	83,426	133,912
福井県	※	30,221	20,811	79,790	130,822
山梨県	※	30,847	21,124	73,528	125,499
長野県	※	31,605	21,502	65,953	119,060
岐阜県	※	30,736	21,068	74,639	126,443
静岡県	※	31,292	21,346	69,084	121,721
愛知県	※	30,696	21,048	75,043	126,787
三重県	※	31,342	21,371	68,579	121,292
滋賀県	※	31,282	21,341	69,185	121,807
京都府	※	29,827	20,614	83,729	134,170
大阪府	※	29,433	20,417	87,668	137,518
兵庫県	※	30,049	20,725	81,507	132,281
奈良県	※	30,625	21,013	75,750	127,388
和歌山県	※	30,201	20,800	79,992	130,993
鳥取県	※	30,373	20,886	78,275	129,534
島根県	※	30,777	21,088	74,235	126,100
岡山県	※	30,231	20,816	79,689	130,736
広島県	※	30,989	21,194	72,114	124,297
山口県	※	29,403	20,401	87,971	137,775
徳島県	※	30,696	21,048	75,043	126,787
香川県	※	29,130	20,265	90,698	140,093
愛媛県	※	30,272	20,836	79,285	130,392
高知県	※	29,231	20,316	89,688	139,235
福岡県	※	28,868	20,134	93,324	142,325
佐賀県	※	29,312	20,356	88,880	138,548
長崎県	※	30,322	20,861	78,780	129,963
熊本県	※	29,494	20,447	87,062	137,003
大分県	※	29,332	20,366	88,678	138,376
宮崎県	※	30,171	20,785	80,295	131,251
鹿児島県	※	29,484	20,442	87,163	137,089
沖縄県	※	29,312	20,356	88,880	138,548
		負担増が10.1万円超の自治体			

○C-3のケースは、ともに75歳以上の夫婦で、妻名義の投資信託等の配当が年間101万円あった場合を想定している。このケースでは新証券税制により妻の「合計所得金額」が増えるため、夫の配偶者控除の対象から外れる。

○後期高齢者医療制度の保険料の増加額は都道府県ごとに差があり、最低が65,953円、最高が97,263円となっている。国民健康保険と違い後期高齢者医療制度は保険料の算定方式が統一されているため、A-3やB-3のケースと比べて保険料の増加額の全国差は小さい。また、C-1のケースと比較すると配偶者控除がなくなる分、夫婦合算の負担増は全ての市で大きくなっている。

○負担増が10.1万円を超える場合、後期高齢者医療制度の保険料を含めた実効税率が実質的に配当の20%を超えることとなる(2008年までの課税額10.1万円に増税分10.1万円を足すと20.2万円となり、配当101万円の20%となる)。C-3のケースの場合、全ての都道府県で実質20%以上の実効税率となった。

(※)後期高齢者医療制度の保険料は(不均一保険料が適用される一部自治体を除いて)都道府県内一律である。

表C-4 ともに75歳以上の夫婦・妻名義の配当が年間240万円の新証券税制による負担増

		新証券税制による負担増(単位:円)			
		住民税	所得税	保険料	計
北海道	※	42,888	124,444	231,120	398,452
青森県	※	48,216	127,108	177,840	353,164
岩手県	※	50,112	128,056	158,880	337,048
宮城県	※	48,864	127,432	171,360	347,656
秋田県	※	48,912	127,456	170,880	347,248
山形県	※	49,560	127,780	164,400	341,740
福島県	※	48,120	127,060	178,800	353,980
茨城県	※	47,760	126,880	182,400	357,040
栃木県	※	48,864	127,432	171,360	347,656
群馬県	※	48,336	127,168	176,640	352,144
埼玉県	※	46,896	126,448	191,040	364,384
千葉県	※	48,912	127,456	170,880	347,248
東京都	※	50,256	128,128	157,440	335,824
神奈川県	※	48,120	127,060	178,800	353,980
新潟県	※	48,840	127,420	171,600	347,860
富山県	※	48,000	127,000	180,000	355,000
石川県	※	46,176	126,088	198,240	370,504
福井県	※	47,040	126,520	189,600	363,160
山梨県	※	48,528	127,264	174,720	350,512
長野県	※	50,328	128,164	156,720	335,212
岐阜県	※	48,264	127,132	177,360	352,756
静岡県	※	49,584	127,792	164,160	341,536
愛知県	※	48,168	127,084	178,320	353,572
三重県	※	49,704	127,852	162,960	340,516
滋賀県	※	49,560	127,780	164,400	341,740
京都府	※	46,104	126,052	198,960	371,116
大阪府	※	45,168	125,584	208,320	379,072
兵庫県	※	46,632	126,316	193,680	366,628
奈良県	※	48,000	127,000	180,000	355,000
和歌山県	※	46,992	126,496	190,080	363,568
鳥取県	※	47,400	126,700	186,000	360,100
島根県	※	48,360	127,180	176,400	351,940
岡山県	※	47,064	126,532	189,360	362,956
広島県	※	48,864	127,432	171,360	347,656
山口県	※	45,096	125,548	209,040	379,684
徳島県	※	48,168	127,084	178,320	353,572
香川県	※	44,448	125,224	215,520	385,192
愛媛県	※	47,160	126,580	188,400	362,140
高知県	※	44,688	125,344	213,120	383,152
福岡県	※	43,824	124,912	221,760	390,496
佐賀県	※	44,880	125,440	211,200	381,520
長崎県	※	47,280	126,640	187,200	361,120
熊本県	※	45,312	125,656	206,880	377,848
大分県	※	44,928	125,464	210,720	381,112
宮崎県	※	46,920	126,460	190,800	364,180
鹿児島県	※	45,288	125,644	207,120	378,052
沖縄県	※	44,880	125,440	211,200	381,520
		負担増が24万円超の自治体			

○C-4のケースは、ともに75歳以上の夫婦で、妻名義の投資信託等の配当が年間240万円あった場合を想定している。このケースでは新証券税制により妻の「合計所得金額」が増えるため、夫の配偶者控除の対象から外れる。

○後期高齢者医療制度の保険料の増加額は都道府県ごとに差があり、最低が156,720円、最高が231,120円となっている。国民健康保険と違い後期高齢者医療制度は保険料の算定方式が統一されているため、A-4やB-4のケースと比べて保険料の増加額の全国差は小さい。また、C-2のケースと比較すると配偶者控除がなくなる分、夫婦合算の負担増は全ての市で大きくなっている。

○負担増が24万円を超える場合、後期高齢者医療制度の保険料実効税率が実質的に配当の20%を超えることとなる(2008年までの課税額24万円に増税分24万円を足すと48万円となり、配当240万円の20%となる)。C-4のケースの場合、全ての都道府県で実質20%以上の「増税」となった。

(※)後期高齢者医療制度の保険料は(不均一保険料が適用される一部自治体を除いて)都道府県内一律である。